

地方独立行政法人北海道立総合研究機構の中期目標期間（平成27年度～令和元年度）の業務実績に関する意見の概要

1 主旨

北海道では、地方独立行政法人法第28条第1項の規定に基づく評価に当たり、北海道地方独立行政法人評価委員会条例第2条の規定に基づき、地方独立行政法人北海道立総合研究機構に係る第2期中期目標期間（平成27年度～令和元年度）の業務の実績に関する評価を、北海道地方独立行政法人評価委員会の意見を踏まえ実施している。

このため、評価委員会は知事の諮問に応じ、評価を行い、その結果を知事への意見とする。

2 意見結果

(1) 全体意見

第2期中期計画の実施状況及び第2期中期目標期間終了時における中期目標の達成状況について検証を行い、中期目標の大項目について評価を行ったところ、「iv」評価（中期目標の達成状況が良好である）が2項目、「ii」評価（中期目標の達成状況が不十分である）が2項目となった。

また、中期目標の中・小項目である全28項目について評価を行ったところ、「4」評価（中期目標を上回って実施している）が1項目（4%）、「3」評価（中期目標を十分に実施している）が23項目（82%）、「2」評価（中期目標を十分には実施していない）が4項目（14%）となった。

これらを総合的に勘案すると、第2期中期目標期間終了時における中期目標の達成状況は「概ね良好である」と認められる。

(2) 項目別意見（主な評価）

- 1 住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上（意見：ii）
 - ・ 道の重要施策等を踏まえ、「食」、「エネルギー」、「地域」の研究分野を「総合力を発揮して取り組む研究」として重点的に実施するとともに、6研究本部において基盤的な研究、実用化を推進する研究等に積極的に取り組んだ。
 - ・ 外部資金を活用した研究や、研究成果の普及と活用促進になお一層取り組むとともに、知的財産の適正な管理や依頼試験の適切な実施に留意する必要がある。
- 2 業務運営の改善（意見：iv）
 - ・ 効果的・効率的な業務運営を展開するため、「研究開発の基本構想」等に基づき中長期的な視点に立ち、研究本部及び試験場等の再編を進めるなど、組織体制の見直しに適切に取り組んだ。
- 3 財務内容の改善（意見：iv）
 - ・ 事務的経費や維持管理経費の節約など効率的な執行に取り組むとともに、競争的資金等の外部資金、知的財産収入など多様な財源の確保に向けた取組を進めた。
- 4 その他業務運営（意見：ii）
 - ・ 平成30年北海道胆振東部地震をはじめ、災害発生時に被災地が必要とする支援を迅速かつ的確に実施し、技術指導や被災地の復興計画の策定支援などを行った。
 - ・ コンプライアンスや安全管理の徹底になお一層取り組む必要がある。

【今後に向けて】

地方独立行政法人北海道立総合研究機構が、社会経済情勢の変化や科学技術の進展に対応しながら、これまで培ってきた知見や技術を複合的・効果的に活用し、第3期中期目標期間においても、その総合力を発揮し、道内の産業振興や道民生活の向上に貢献していくことが必要である。

3 項目別詳細

評価項目		評価項目番号	中期計画自己点検・評価	中期目標自己点検・評価	(参考)年度評価					評価委員会			
					H27	H28	H29	H30	R元	検証	項目別意見		
第1 住民に 対して 提供する サービスの 質の向上	1 研究の 推進及び成果 の普及・活用	(1)研究ニーズへの対応	1	a	3	A	A	A	A	A	3	I ii	
		(2)研究開発 の推進	ア 研究の重点化	2	a	3	A	A	A	A			A
			イ 研究開発の推進方向 (研究推進項目)	3	a		A	A	A	A			A
			ウ 研究ロードマップ	4	a		A	A	A	A			A
			エ 研究の実施(戦略研究)	5	a		A	A	A	A			A
			エ 研究の実施(重点研究)	6	a		A	A	A	A			A
			エ 研究の実施(経常研究)	7	a		A	A	A	A			A
			エ 研究の実施(外部資金)、数値目標	8	a		A	A	B	A			A
			(3)研究の評価	9	a		3	A	A	A			A
		(4)研究成果の発信、数値目標	10	a	3	A	A	A	A	A			
	(5)研究成果の普及、数値目標	11	a	3	A	A	A	A	A				
	2 知的財産 の有効活用	(1)知的財産の管理、数値目標	12	b	3	A	B	A	B	A	2		
		(2)知的財産の利活用促進、数値目標	13	a		A	A	A	A	A			
	3 総合的な 技術支援	(1)技術相談、技術指導等の実施、数値目標	14	a	3	A	A	A	A	A	3		
		(2)依頼試験、設備使用等の実施、数値目標	15	b	2	A	A	A	B	B			
		(3)建築性能評価、構造計算適合性判定の実施	16	a	2	A	A	A	A	A			
		(4)担い手の育成支援	17	a	3	A	A	A	A	A			
	4 連携の推進	(1)外部機関との連携、数値目標	18	a	3	A	A	A	A	A	3		
		(2)行政機関との連携	19	a		A	A	A	A	A			
	5 広報機能の強化、数値目標		20	a	3	A	A	A	A	A	3		
第2 業務運営 の改善 及び 効率化	1 業務運営の基本的事項	21	a	3	A	A	A	A	A	3	II iv		
	2 組織体制の改善	22	a	3	A	A	A	A	A				
	3 業務の 適切な見直し	(1)事務処理の改善	23	a	3	A	A	A	A			A	
		(2)道民や利用者からの意見把握と改善	24	a	3	A	A	A	A			A	
	4 人事の改善	(1)職員の意欲等の向上	25	a	3	A	A	A	A			A	
		(2)人材の採用、育成	26	a	3	A	A	A	A			A	
第3 財務内容 の改善	1 財務の 基本的事項	(1)透明性の確保	27	a	3	A	A	A	A	3			
		(2)財務運営の効率化	28	a		A	A	A	A				
	2 多様な 財源の確保	(1)外部資金収入、(2)知的財産収入、 (3)依頼試験収入	29	a	3	A	A	A	A	3			
	3 経費の 効率的な執行	(1)経費の執行	30	a	3	A	A	A	A				
		(2)管理経費の節減	31	a	3	A	A	A	A				
4 資産の管理		32	a	3	A	A	A	A	3				
第4 その他 業務運営	1 施設及び 設備の整備、活用	(1)施設等の維持管理	33	a	3	A	A	A	A	3			
		(2)施設等の整備	34	a		A	A	A	A				
	2 法令の遵守(中期目標の項目名は「コンプライアンスの徹底」)		35	b	2	B	A	B	B	2			
	3 安全管理		36	b	2	B	B	A	A	B			
	4 情報セキュリティ管理		37	a	3	A	B	A	A	A			
	5 社会への貢献		38	a	3	A	A	A	A	A			
	6 災害等の対応	(1)災害発生時等の対応	39	a	3	A	S	A	S	A	4		
		(2)災害等に関連した調査・研究	40	a		A	A	A	S	A			
7 情報公開		41	a	3	A	A	A	A	A	3			
8 環境への配慮		42	a	3	A	A	A	A	A	3			

※ H29年度評価より評価の主体が評価委員会から知事へ変更。知事は評価委員会の意見を踏まえて評価を実施。

◆法人自己点検・評価基準

評価基準	判断の目安
4 中期目標を上回って実施している	中期目標を上回って実施しており、特に優れた成果が認められたとき
3 中期目標を十分に実施している	中期目標どおり実施しており、所期の成果等を得たとき
2 中期目標を十分には実施していない	中期計画を実施しているが、所期の成果等が得られなかったとき
1 中期目標を実施していない	中期計画を実施していないとき

◆評価委員会意見基準

意見基準	判断の目安
v 中期目標の達成状況が非常に優れている	評価委員会が特に認める場合
iv 中期目標の達成状況が良好である	中期目標の中・小項目意見が全てa以上の場合
iii 中期目標の達成状況が概ね良好である	中期目標の中・小項目意見のa以上の割合が概ね9割以上の場合
ii 中期目標の達成状況が不十分である	中期目標の中・小項目意見のa以上の割合が概ね9割未満の場合
i 中期目標が達成されておらず、重大な改善事項がある	評価委員会が特に認める場合

合計	
4	1項目
3	23項目
2	4項目